

令和3年3月10日

第9回水俣市農業委員会

## 第9回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 水俣市役所仮庁舎2階「第二会議室」
- 2 開催日時 令和3年3月10日  
 開会 9時30分  
 閉会 10時45分
- 3 出席委員  
 農業委員 13名 1番 坂本 隆司 君 9番 廣島 康雄 君  
 3番 森口 信二 君 10番 松本 公昭 君  
 4番 山澤 親徳 君 11番 瀧上 正嗣 君  
 5番 田畑 和雄 君 12番 前田 仁 君  
 6番 金田一充章 君 13番 戸次 治夫 君  
 7番 稲田 祐市 君 14番 元村 善二 君  
 8番 中村 清治 君  
 推進委員 14名 15番 平松 明子 君 22番 坂口 新一 君  
 16番 蒔元 政廣 君 23番 山口 初憲 君  
 17番 竹下 正治 君 24番 池田 郁雄 君  
 18番 竹本 孝幸 君 25番 原田 隆義 君  
 19番 山内 秋光 君 26番 森下 義孝 君  
 20番 溝口 幸一 君 27番 下鶴 信雄 君  
 21番 安田 昌一 君 28番 古里 君廣 君
- 4 欠席委員  
 農業委員 1名 2番 松田 時義 君  
 推進委員 0名
- 5 議事日程  
 第1 議事録署名委員の選出  
 第2 報告事項(1)合意解約通知について  
 報告事項(2)許可不要転用について  
 報告事項(3)農用地利用配分計画の認可について  
 報告事項(4)農地転用許可後の工事の完了について  
 議第33号 現況農地認定について  
 議第34号 農地法第3条の許可申請について  
 議第35号 農用地利用集積計画の申出について  
 議第36号 非農地判定について
- 6 農業委員会事務局  
 次 長 大川 尊  
 参 事 本村 広揮  
 参 事 松原 真樹

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第9回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は13名、欠席は2番松田委員です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、5番田畑委員、6番金田一委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は全員出席です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、8番中村委員にお願いします。</p>
<p>8番委員 (中村清治君)</p>	<p>農業委員会憲章 一つ、農業委員会は、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局次長 (大川尊君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長お願いします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>おはようございます。 報告事項について御説明します。 報告事項(1)合意解約通知についてです。 議案書は、1ページになります。1件です。8筆ございます。 貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。 借人が経営規模縮小のために、合意解約したものです。 場所につきましては、2ページに示しております。 次に、報告事項(2)許可不要転用について、でございます。 議案書は、3ページになります。1件でございます。 届出人、土地の所在は、地目、面積は、記載のとおりです。 理由は、農地用道路にするため、施設概要は、農地用道路でございます。 場所は、5ページに記載しております。 次に、報告事項(3)農用地利用配分計画の認可について、でございます。 議案書は、6ページから8ページになります。16件ございます。 番号1番から3番についてでございますが、これは、先ほど</p>

<p>事務局次長</p>	<p>の報告事項（１）でご報告しました農地でございます。合意解約に伴い、それぞれの貸人の土地につきまして、熊本県農業公社が転貸人となり、新たな転借人への賃借権及び使用貸借権について、令和３年２月１９日付けで熊本県知事の認可がありましたので、御報告申し上げます。</p> <p>土地の所在、地目、面積は記載のとおりです。</p> <p>期間は、令和３年３月３１日から令和６年４月３０日までの３年１か月です。</p> <p>利用目的は、水田。借り賃は、記載のとおりです。利用権の種類は、１番と２番が、賃借権（物納）で、３番が、使用貸借権となっております。</p> <p>場所は、９ページに記載しております。</p> <p>次に、番号４番から１６番です。</p> <p>平成２７年１２月２２日の第１９回会議で、貸人から転貸人への農用地利用集積計画の申出について、御審議、御承認いただいた土地になります。５年間の転借を終え、改めて、熊本県農業公社が転貸人となり、それぞれの転借人への貸借について、令和３年２月１６日付けで熊本県知事から認可されたものです。</p> <p>土地の所在、地目、面積等は記載のとおりですのでご覧ください。</p> <p>期間は全て、令和３年３月１日から令和８年２月２８日までの５年間となっております。</p> <p>利用目的、借り賃、利用権の種類は、記載のとおりでございます。場所は、１０ページから１７ページまでに記載しております。</p> <p>次に、報告事項（４）農地転用許可後の工事の完了について、でございます。</p> <p>議案書は、１８、１９ページになります。５件ございます。</p> <p>それぞれ、表の左から２列目の会議日に御審議いただき、その後、隣の列の日付で、許可を受けた件につきまして、右側から２列目の日付で、工事完了報告書の提出がありました。</p> <p>そこで、右端の事務局確認日におきまして、現地を調査しましたところ、許可内容のとおり工事が完了していたしましたので、御報告申し上げます。</p> <p>報告事項の説明は以上となります。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。</p> <p>議第３３号、現況農地認定についてを議題といたします。</p> <p>担当委員は私ですので、私から説明いたします。</p> <p>２１ページをご覧ください。現況農地認定１番について、説明いたします。</p> <p>申請人、土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>地目、台帳宅地、現況畑でございます。面積が、８４．１２</p>

	<p>m<sup>2</sup>。</p> <p>申請地は22ページをご覧ください。</p> <p>現地調査を8日、申請人、事務局2名、私達2名、計5名で現地調査をしました。</p> <p>この農地は、宅地になっていますが、38年頃から野菜を作っておられます。現況が23ページをご覧ください。</p> <p>道を挟んで自宅が反対側にありますので、家庭菜園的にネギとかを植えてあります。イチヂクが1本、柿が3本、野菜、玉葱、ネギとかを栽培されておられます。</p> <p>現地調査の結果、農地として耕作されておりますので、農地として認定してもいいと確認してまいりましたので、御審議の程、よろしく願いいたします。</p> <p>担当委員からの補足説明があればお願いします。</p>
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第33号、現況農地認定については、認定してもよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第33号、現況農地認定については、農地法第2条第1項の農地に該当するため、認定することに決定します。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第34号、農地法第3条の許可申請について、を議題といたします。</p> <p>まず、1番を説明した後、2番、4番を続けて説明していただき、最後に3番の説明をお願いします。</p>
5番委員 (田畑和雄君)	はい、議長。
議 長	5番、田畑委員。
5番委員	<p>おはようございます。</p> <p>議第34号、農地法第3条の許可申請について、説明します。25ページの番号1です。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおり。面積</p>

	<p>は二筆で3, 074㎡になります。地目は、現況、台帳共に畑です。</p> <p>譲受人の状況ですが、畑を2, 291㎡。構成員は、譲受人と奥さん二人。年齢は59、62歳で兼業をされております。所有権移転の売買の利用目的は果樹という事です。</p> <p>申請理由は、甘夏をしたいということです。申請地は26ページです。</p> <p>現地調査を3月8日に、譲受人と事務局職員2人、山内委員と私と合計4人で行いました。譲受人は、今は漁業を兄弟でやっておられますが、農業も若干やっておられますが、農業も本格的にやりたいとのこと。</p> <p>譲渡人は、高齢で子供の所に引っ越したということで、譲受人が、譲り受けるという形になっております。</p> <p>以上ですが、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件は満たしていると思われまますので御審議の程、よろしくお願ひいたします。これで説明を終わります。</p>
<p>11番委員 (淵上正嗣君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>11番、淵上委員。</p>
<p>11番委員</p>	<p>おはようございます。</p> <p>議第34号、農地法第3条の許可申請について、番号2の説明をいたします。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおり。</p> <p>面積は4筆合わせまして2, 923㎡。台帳、現況共に畑です。</p> <p>譲受人の耕作地、田が11, 779㎡、畑が32, 050㎡。構成員は、譲受人と奥様の、夫婦二人でやっております。</p> <p>申請地は27ページをご覧ください。</p> <p>現地調査を3月8日に事務局2人と、山口委員と行政書士と5人で行いました。現地は、太秋柿を植えられておりまして、綺麗に手入れされておりました。</p> <p>譲渡人は、年を取られて、譲受人にやってもらえないかということで御依頼があったそうです。</p> <p>農地法第3条の許可要件は満たしていますので、御審議の程、よろしくお願ひします。</p> <p>続きまして、4番。</p> <p>貸人、借人は、記載のとおり。</p>

	<p>ここは、地役権ということで、電信柱を田んぼの土手に建て、後は電線を張るだけですので、農地としての利用は何ら問題ないと思います。御審議の程、よろしくお願ひいたします。</p>
8番委員	はい、議長。
議長	8番、中村委員。
8番委員	<p>おはようございます。</p> <p>農地法第3条の許可申請について、説明いたします。</p> <p>議案書は、25ページをご覧ください。</p> <p>番号3について説明いたします。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおり。</p> <p>地目は台帳、現況共に田です。面積は79㎡です。</p> <p>申請理由は、贈与による所有権移転です。</p> <p>譲受人の状況につきましては、譲受人と、妻の二人で農業を行っておられます。</p> <p>耕作面積は、自作地合わせて、9,202㎡となっておりますが、ほとんどで耕作をされております。</p> <p>譲受人の農作業の従事日数につきましては、年間150日以上は従事されております。下限面積の40アールも超えております。</p> <p>申請地は、28ページをご覧ください。</p> <p>現地調査を3月8日に、行政書士、事務局2名と、古里委員と私の5名で行い、周辺の農地の利用状況等を確認してまいりました。周辺は、水田と畑になっております。譲受人も水稻の栽培を計画されております。周辺の農地の農業上の効率的且つ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。</p> <p>以前よりここは、譲受人がこの土地を借りて耕作しており、今回、無償で譲渡するとのことでした。</p> <p>以上ですが、農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可要件は満たしていると思われまますので御審議の程、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願ひします。
	(なしと言うものあり)
議長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

13番委員 (戸次治夫君)	はい。
議長	はい、13番戸次委員。
13番委員	<p>1番と4番の件でお伺いしたいと思います。</p> <p>1番は、下限面積が二反二畝しか持っておられない。一応、4反以上となっておりますけど、どう対処か伺いたいのと、4番の購入者は関東の方ですよね。管理等は、どうされるのか、下限面積等も全然わからないし、そんなところをお伺いしたいと思います。</p>
事務局	<p>事務局です。1番の下限面積につきましては、耕作地が2,200㎡と今回、購入される所有権移転の分が3,000㎡ございますので合算して4,000㎡を超えれば下限面積の方はクリアしているというところでございます。</p> <p>それと4番なんですけれども、地役権ということで、電柱と電線に関しましては、許可不要転用ということでそのまま設置できるんですけれども、その電線につきましては、譲受人が太陽光発電の業者で、ソーラーが作られていますけれども、あっちの方から九電の方に引込線ですかね、電線を引っ張ってくるということで、3条の特例の中で、下限面積等は要件には該当しないということになります。管理に関しましては、定期的に維持管理といったような形で、電線のチェックとかされるので、その為に地役権を設定されるといったようなことでございました。</p> <p>以上です。</p>
13番委員	4番は管理だけで、後は耕作はやらないということですよ。周りの田畑等への影響とかは無いですでしょうか。
事務局	<p>ここは地役権ということで、土地、農地そのものは、所有者の方が継続して耕作をされるということになります。</p> <p>地上権というか、上空を通すというところの権利になりますので、そのまま畑として耕作をされるので、影響はないということになります。</p>
議長	土地を買ったわけじゃなくて、アンテナとか電線に触るような、高圧線ならいくら離さないといけないから、そこまでしないという権利だと思います。農地の売買ではない。



	農地の上を通っているのです、その下に高いのを建てたりしたらいけません。という権利を借りるということです。
8 番委員	ついでにお尋ねします。畑に田舎の方は防火用水を作っておりますね。あれは何になつとですかね。権利というか。防火用水を作つて、また埋め立てて取る所だけ穴を開けてあるんですよ。上はその畑になつとつとですよ。中は防火用水、上は埋め立ててある。そういうのはどういう権利ですかね。
事務局	許可はいらぬということ。
8 番委員	許可はいらぬとですか。 農業委員会では、申請しなくていいんですね。
事務局	許可不要の届け出をその町から、提出してもらおう。
8 番委員	では、農業委員会では、許可不要で届け出はしないといけぬ。審議はせんでよかですね。わかりました。
議 長	他にありませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第 3 4 号、農地法第 3 条の許可申請については、許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第 3 4 号、農地法第 3 条の許可申請については、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定いたします。 次に移ります。 議第 3 5 号、農用地利用集積計画の申出について、を議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。
1 4 番委員 (元村善二君)	はい、議長。
議 長	はい、1 4 番元村委員お願いします。
1 4 番委員	おはようございます。 議第 3 5 号、農用地利用集積計画の申出について、説明申し

	<p>上げます。</p> <p>番号1貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおり。 地目は台帳、現況共畑です。面積が2,803㎡。</p> <p>始期終期が令和3年3月20日から令和3年6月19日まで、期間3か月。利用目的は玉葱です。借賃は無償で使用貸借権です。</p> <p>譲受人は、自作地が6,455㎡。従事者は1名です。</p> <p>期間が3か月となっておりますので、本人に確認しましたところ、獣害が大きいそうで、本年の6月をもって、玉葱の収穫が終わったら返すということでございました。</p> <p>場所は、34ページをご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号には該当しないため、各要件を満たしておりますので、御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>本日は、松田委員が欠席しておりますので、番号の2番は事務局から説明をお願いします。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>事務局次長。</p>
事務局次長	<p>議第35号、農用地利用集積計画の申出、番号2番について事務局から御説明申し上げます。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、記載のとおりです。 面積が939㎡。</p> <p>始期終期は令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間となっております。</p> <p>利用目的は水稻。借賃が玄米で150kg。利用権の種類は賃借権となっております。</p> <p>経営面積が、借入地のほうが3,393㎡お持ちでございます。従事者は御夫婦で経営、耕作をされていらっしゃるようです。</p> <p>場所の方は、35ページをご覧ください。御高齢のようですが、お元気で耕作されているようです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
8番委員	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>8番、中村委員。</p>
8番委員	<p>農用地利用集積計画申出の番号3について、御説明いたします。</p> <p>貸人、土地の所在は、議案書記載のとおり。</p>

	<p>地目は、台帳現況共田です。面積が、1, 116㎡。始期終期は令和3年5月1日から令和13年4月30日の10年間でございます。</p> <p>利用目的は水稻。使用貸借権となっております。</p> <p>貸人は、公益財団法人熊本県農業公社でございまして、配分計画として、転借人が作る予定でございます。</p> <p>場所は、36ページをご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
5番委員	はい、議長。
議長	5番、田畑委員。
5番委員	<p>議第35号、農用地利用集積計画の申出について、新規の4番ですね。</p> <p>貸人、土地の所在は、議案書記載のとおり。</p> <p>地目は、台帳現況共畑です。面積が5筆合わせて1, 836㎡。始期終期は令和3年5月1日から令和13年4月30日の期間10年。利用目的は果樹。今も果樹が植えてありますが、枯れていますので改植をするそうです。</p> <p>借賃は全体で10, 000円。利用権の種類は賃借権。</p> <p>借人は、公益財団法人熊本県農業公社ということで、右に書いてありますが、計画は転借人、担い手認定新規就農者ということで、今まで、研修生だったんですが、今度から新規でやると。芦北の人です。私の家の下ですが、ここはハウスもかけてありますので、ハウスで雨除けで栽培するそうです。品目は果樹ということです。</p> <p>以上、御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
6番委員 (金田一充章君)	はい、議長。
議長	6番、金田一委員。
6番委員	<p>議第35号、農用地利用集積の所有権移転について御説明いたします。これは農地中間管理機構の特例事業として、農業経営基盤強化促進法の利用権設定に基づき、熊本県農業公社が行う売買です。</p> <p>所有権移転をする者、土地の所在は議案書記載のとおりです。</p> <p>33ページをご覧ください。全部で5筆あります。地目は上から4筆は、台帳現況共畑、最後の1筆は、台帳現況共宅地です。面積は上から2, 360㎡、2, 567㎡、4, 639㎡、</p>

	<p>5, 084㎡、宅地の部分が115.87㎡で、合計14,765.87㎡です。</p> <p>利用目的は、みかん園と農業用施設用地で、10アールあたりの単価は記載のとおりです。</p> <p>所有権移転をする者は、公益財団法人熊本県農業公社です。これは、農地中間管理機構を介して転売するもので、まず今回は、所有者から農熊本県農業公社が一旦買い受け、後日改めて、今度は熊本県農業公社が買い入れ予定者に渡すという予定になっております。</p> <p>所有者は、高齢となられ、売り先を探しておられました。一方で、新規就農予定者が農地を探しており、推進委員に相談したところ、間を取り持ち、県や市に相談し今回の話がまとまったということです。</p> <p>38ページの地図をご覧ください。場所は、小高い山になっている所で、山の上は南向きの緩やかな斜面となっており、大変日当たりのよい場所です。主に極早生温州みかんが植わっていて、この他に、伊予柑、デコポン、甘夏もあります。</p> <p>よろしく御審議、お願いします。</p>
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
13番委員	はい、議長。
議 長	はい、13番戸次委員。
13番委員	下の所有権移転の1番ですけど、両方とも地目は宅地になっていますが、農業委員会のほうでかける何かがあるのでしょうか。
事務局	確かに宅地になっているんですけども、この農地中間管理機構の特例事業の中で売買をする際に、購入する土地全てを、告知しなければなりませんので、今回の所有権移転に関しましては、宅地まで含んでの審議ということに制度上なっているところでございます。
議 長	他にありませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第35号、農用地利用集積計画の申出については、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)

議 長	<p>御異議もないようですので、議第35号、農用地利用集積計画の申出については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第36号、非農地判定についてを議題といたします。</p> <p>本議題は、令和2年度に実施した利用状況調査において、再生利用が困難と判断した農地について、農地法運用通知により農地に該当しない旨判断を行うもので、調査を終えた8区、15区、16区、17区、21区、24区について、非農地の審議を行うものです。</p> <p>現地調査を行った委員から、順に説明をお願いします。</p> <p>8区分は、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議 長	<p>はい、事務局次長。</p> <p>1番から29番まで。</p>
事務局次長	<p>議題36号、非農地判定についての番号の1番から29番までを説明します。議案書のページが40ページから44ページまでになりますので、一括して御説明いたします。</p> <p>場所が、8区になります。</p> <p>今回、非農地判定の対象となった農地49筆の現地調査を、令和3年2月4日、5日に松田委員と竹下委員で実施され、49筆の内の45筆を非農地として判断されています。</p> <p>それでは、議案書の40ページをご覧ください。</p> <p>所有者、土地の所在等については、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>土地現況の詳細につきましては、それぞれ御確認ください。</p> <p>台帳の方は、畑等になりますけれども、現況は山林原野となっております。議案書の44ページまでになります。</p> <p>現地の位置図につきましては、84ページからとなります。84ページをご覧くださいと、8区の全体図となっております。</p> <p>85ページは、地図の白く囲ってある所が、非農地の農地となっております。</p> <p>86ページから89ページをご覧ください。</p> <p>これらの農地については、ほとんど山林原野化しており、農地への復元は難しいと判断されております。</p> <p>また、復元が可能であると判断した農地につきましても、20cm程度の狭い道しかない、法面であるなどの理由から、復元しても継続した利用ができないと判断されています。</p> <p>なお、梅や柿等が一部耕作されていた部分に関しましては、非農地としては判断されてございません。</p>

	<p>以上、簡単ではございますが、現地調査の結果、これらの農地は農地への復元が難しい他、農地へ復元しても継続的な利用が困難なことから、農地法第2条に規定する農地ではないと判断されますので御審議のほどよろしくお願い致します。</p>
13番委員	はい、議長。
議長	13番、戸次委員にお願いします。
13番委員	<p>おはようございます。30番から40番までです。</p> <p>2月13日に、坂口推進委員と二人で現地調査を行いました。ほとんどが山林原野化して、復旧不可能という形で見てまいりました。中には先程も出ましたが、法面部分に当たる箇所が二か所あります。道路の法面ですので、復元は無理かなと思っています。二か所ほど原野的な存在の土地がありました。これは、復元可能かなということで、これには載せておりません。</p> <p>地図は、30番が93、31番が92と市内に近い方から地図が載っていますので、下から順に行ったら、40番が90ページからになります。</p> <p>木が大きくなって、今後、復旧は不可能というような形で載せておりますので、御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
11番委員	はい、議長。
議長	11番、淵上委員。
11番委員	<p>番号41、42、43が95ページですね。ここはもう山になっておりまして、現況は山林原野化しており、農地への復元は難しいと思います。</p> <p>44、45番、100ページです。ここも山林原野化しており、農地への復元は難しいと判断します。</p> <p>46、47番は98ページ。ここも完全に山林原野化しており、復元は難しいと思われま。</p> <p>48番が96ページ。ここは地目が田となっていますけど、田んぼというより木が植わってしまって、完全に復元はできないと思います。</p> <p>49番は98ページです。ここも山林原野化しており、復旧は不可能です。</p> <p>50番から55番、これも98ページになります。ここも竹藪と木も植わっております。完全に山林原野化しており、復元は難しいと思います。</p> <p>56番から64番まで、97ページです。いずれも山林原野化しており、復元は難しいと判断してまいりました。</p> <p>65番、66番が99ページ、ここも山林原野化しており、</p>

	<p>農地への復元は難しいと思います。 以上です。</p>
14 委員	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>14 番、元村委員。 67 番から 159 番まで。</p>
14 番委員	<p>非農地判定について説明申し上げます。 私の担当地域は、67 番から 159 番までになっております。 67 番から 81 番まではですね、104 ページをご覧ください。104 ページはですね、農免道路の東側になり、今は全体が雑木林になっております。ここは、農地に復元するのは不可能だということでございます。またここには道路もなく、なかなか入れない状態でございます。 次は、82 番から 101 番まで。ここは 105 ページをご覧ください。105 ページはですね、現在、高速の工事があっております。その東側にある雑木林です。ここもまた、道路がなく入れないような状態で、過去ずっと放置されている状態の農地でございます。 次が、102 番から 129 番まで。ここは 103 ページをご覧ください。写真の方で見たほうがよくわかります。ここは皆さんが見てはつきりわかるように、雑木、竹がいっぱい生えている農地でございますので、なかなか復元するのは不可能だと思われます。 115 番、102 ページをご覧ください。ここも見てわかりますように、ずっと前から雑木がいっぱい生えて、復元は不可能だということでございました。現状を立ち会っておりましたら、地主の方が来られてですね、「ここはどうなるんでしょうか」という話があり、ここは農地にはできないようですねと言ったら、「はいそうです」ということで、「よろしく願います」と言っていられました。 102 ページの右側。ここはですね、おれんじ鉄道沿いの法面になるところでございます。ここは農地利用はできない状態です。 次は、130 番から 138 番までです。103 ページをご覧ください。 次が、139 番から 143 番ですね。143 番は 107 ページをご覧ください。ここはですね、なかなか入れないような状態で、雑木、竹等がいっぱい生えております。 次が、144 番から 159 番。108 ページをご覧ください。108 ページは、ここもですね、昔からある土地で、農道がなくなかなか入れないということで、今は雑木でいっぱいです。昔のままの状態です。</p>

	<p>次が、109ページをご覧ください。</p> <p>ここはもう、みかん園が主ですが、これの道路わきにこの人の持ち物が、同じ人ですが、荒れてしまって、この頃はみかんの木もないような状態で、雑木が生えている状態です。</p> <p>私と溝口委員と玉葱の出荷の合間に行って、見て回ってきました。雨の日じゃないと回れませんので、雨の合間に行ってきました。</p> <p>現地調査の結果、現況は山林原野化しており、農地への復元は難しい状態でございますので、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>21区は私の担当地区ですので、私から説明いたします。</p> <p>160番から260番まで説明いたします。</p> <p>67ページの160番。地目は台帳が畑。現況は山林原野と260番まで全部なっておりますので、地図で説明いたします。110ページが全体図でございます。111ページをご覧ください。ここは、道に沿っては畑になっておりますけれども、道から外れたら全部山林原野になっております。</p> <p>112ページが、上の方は山林化しております。111ページからうえに上がってきた所でございます。</p> <p>ここは、山林化というよりも竹とか雑木が多くて、密集しておりますので、非常に猪が多い所で、ほとんど歩行さえもできない状況でございます。</p> <p>113ページは畑も全然無くて、ほとんど山林化しております。</p> <p>114ページ、ここだけが今、玉葱を植栽されております。それ以外は農地はございません。</p> <p>ここも全体的に山林化している所でございます。</p> <p>116ページが、ここも山林化しており、竹山になっております。</p> <p>117ページ、ここも山林化していて農地はほとんどございません。農地として復元するのは困難な所でございますので、御審議の程、よろしくお願いたします。</p>
8番委員	はい、議長。
議 長	8番、中村委員。
8番委員	<p>それでは261番について説明いたします。一筆だけでございます。</p> <p>場所は、118ページをご覧ください。1月24日、古里委員と二人で調査をしてまいりましたが、入る道もなく完全に山林原野化しております。</p> <p>農地への復元は難しいと、二人で判断してまいりました。御審議の程、よろしくお願いたします。</p>



議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御異議もないようですので、議第36号、非農地判定については、非農地として通知してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御異議もないようですので、議第36号、非農地判定について、につきましては、農地法第2条第1項の農地には該当しないため、非農地として通知いたします。
議 長	これもちまして、全提出議案の審議が終わりましたので、第9回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員